

医 薬 発 第 1127003 号
平成 14 年 11 月 27 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保健所設置市市長} \\ \text{特 別 区 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬局長

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成 14 年政令第 347 号）（別添 1）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成 14 年厚生労働省令第 153 号）（別添 2）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出しているので申し添える。

記

第 1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

- 1 次に掲げる物を劇物から除外したこと。
 - (1)一水素二^{ぶつ}弗化アンモニウムについて、4%以下を含有する製剤
 - (2)3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド（別名：チアクロプリド）について、3%以下を含有する製剤
- 2 施行期日
公布日（平成 14 年 11 月 27 日）

第 2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外したこと。
 - 3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド（別名：チアクロプリド）について、3%以下を含有する製剤

2 施行期日

公布日（平成 1 4 年 1 1 月 2 7 日）

第 3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添 3 及び別添 4 に示すとおりであること。

また、今般、劇物から除外された製剤の性状、毒性等については、別添 5 のとおりであること。